

日本生態学会中国・四国地区「出版助成金」
募集要項

1. 趣旨

日本生態学会中国・四国地区会（以下、地区会とよぶ）は、自然保護関連の議案が多いが、引用文献として使える基礎資料は決して十分ではありません。一方で、このような地域性の高い基礎情報は一般的な学術雑誌などで発表することが難しく、情報を残す手段も限られます。また、このような資料や知識を持っている方々が減少・高齢化し、散逸する危険が高まっている現状があります。そこで、地区会では、中国四国地域の情報を後の世代に遺し、地域全体の自然保護に貢献することを目的として、地区会員が中心となって中国四国地区の生態系や人間と自然の関わりをテーマにした本・写真集の制作・出版にかかる費用の補助を行います。

2. 補助金額

総額 30 万円/年

3. 募集件数

1-2 件/年

4. 募集期間

毎年 2 月 1 日～3 月 15 日必着

5. 応募資格

(1) 申請時において地区会に在籍する会員とします。

(2) 単著の場合は申請者は著者本人とします。

共著の場合は次のとおりとします。

- ・編者や共同執筆者に本地区会員が含まれる場合は、当該地区会員が本助成を申請することができます。ただし、その場合、事前に他の執筆者に申請の許可をとらなければなりません。
- ・本地区会員が書籍の編集に責任を持たない場合は申請できません。

6. 助成の対象

- (1) 中国・四国地区の生態系や人間と自然の関わりをテーマにした本・写真集などを対象とします。地域の情報の普及や保存が目的であれば、リーフレットやパンフレットなども助成対象に含まれます。
- (2) 出版形態はオンデマンド出版、電子書籍出版、ソフトカバー印刷、ハードカバー印刷などを対象とします。
- (3) 他団体からの助成金等と重複制限は設けません。
- (4) 学術雑誌における出版費用（オープンアクセス費用を含む）は対象としません。

6. 助成の申請手続き

- (1) 補助を受けようとするものは、以下の提出書類を準備し、地区会長宛に郵送または E メールで提出期限までにお送りください。
- (2) 提出書類
 - － 企画書（様式 1_出版）
 - － 原稿（完成原稿が望ましいが、概要が分かれば未完成でも可）

- － 他人の著作権その他の権利を侵害していないことの確認書（様式 2_出版）

※注 1：様式は、地区会ウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。

HP アドレス <http://www.esj.ne.jp/chugokushikoku/>

※注 2：応募書類等は返却いたしません。

(3) 提出先

〒739-8529 広島県東広島市鏡山 1-5-1

広島大学 大学院先進理工系科学研究科 理工学融合プログラム気付 日本生態学会中国
四地区事務局

中国四国地区会庶務幹事 保坂哲朗 宛

Tel/Fax：082-424-6929

Email：hosaka3@hiroshima-u.ac.jp

8. 助成の決定・交付

- (1) 提出された企画書は、地区会役員会において 趣旨、科学性、地域間の公平等を勘案して援助する事業を選考します。
- (2) 地区会長は、4 月以降に補助の採択・不採択を申請者に通知し、会計幹事を通じて補助金を振り込みます。
- (3) 補助が採択された事業については、出版物に生態学会中国・四国地区会の補助を受けた事業であることを明記し、出版物の 1 部を地区会事務局に提出してください。
- (4) 出版助成の対象となる図書は次年度末までに出版して頂きます。
- (5) 助成を受けた出版物については、中国四国地区会ウェブサイトに掲載します。
- (6) 採否の理由に対する質問については、一切応じられません。
- (7) 補助対象事業について変更が生じた場合は、補助対象事業者は、その理由を付して、速やかに地区会長に報告し、その承認をうけてください。事業が中止となった場合には、補助金を全額返還して頂きます。
- (8) 出版後、補助対象者は事業の概要について、地区会所定の報告書様式（様式 3_出版）に必要な事項を記入した「報告書」を作成し、終了後 1 ヶ月以内に地区会長宛に郵送または E メールで提出してください。

9. その他

この要項に定めのない事項については、必要の都度、地区会が定めるものとする。また、本要項は、事前の予告なしに変更されることがあります。

問い合わせ

〒739-8529 広島県東広島市鏡山 1-5-1

広島大学 大学院先進理工系科学研究科 理工学融合プログラム気付 日本生態学会中国四地区事務局

担当：保坂哲朗

Tel/Fax：082-424-6929

Email：hosaka3@hiroshima-u.ac.jp

(2025 年 5 月制定)